

「タイヤロック」(車両止め)

による

自動車などの

差押えを行います



▲自動車にかけたタイヤロック

税負担の公平性のために

町では、町税等を公平に負担していただき

ため、収納対策の一環として「タイヤロック(車輪止め)による差押えを実施しています。

これまで、再三の文書や電話などによる催告にもかかわらず、納付についての誠意が認められない滞納者に対しては、預貯金、生命保険、給与などの債権や不動産の差押えをしてきましたが、悪質な滞納者には「タイヤロック」による普通自動車、軽自動車、オートバイなどの差押えにも着手し、滞納処分を行います。

なお、タイヤロック実施後も納付されないときは、インターネット公売などにより売却を行い、その売却代金を滞納している町税などに充てます。この際のレッカーレ代など、車両の引き揚げにかかる費用も滞納者に負担していただきます。

◎タイヤロックを装着した自動車等を隠ぺい、損壊等した場合は、地方税法第322条、同法374条及び同法460条(滞納処分に関する罪)、刑法第96条(封印破壊の罪)、同法第252条(横領の罪)により、処罰されることがあります。

滞納処分とは：

納税義務が果たされない場合、滞納者の財産を差押えたり、公売したりして強制的に滞納している税金を徴収するこれが法律で認められています。これらの行為を総称して滞納処分といいます。

*納付に困ったら、必ず相談を

特別な事情があり、どうしても納期限内の納付が困難な場合は、税務課までご相談ください。

◆問い合わせ先

税務課

☎ 0859-54-5208